

津市における家庭的保育事業等の設備及び運営に係る基準について

1 背景

平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正される予定です。

今回の児童福祉法の改正により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が市の認可事業として位置付けられることとなり、市は家庭的保育事業等の設備及び運営に係る基準を条例で定めることが義務付けられました。

このため「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、必要な基準を定めようとするものです。

2 基準の主な概要

(1) 保育所等との連携

保育の提供の終了後も、保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保するものとします。

(2) 非常災害対策

軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的な計画を立てて、訓練を行うものとします。

(3) 児童の適切な処遇の確保

子どもを平等に取扱い、虐待等や権限の濫用を禁止するものとします。

(4) 食事の提供

食事の提供は事業所内で調理する方法により行うものとします。ただし特例措置として連携施設等から搬入できるが、その場合は加熱等の設備を備えるものとします。

(5) 内部の規程

事業の運営について職員の員数、利用定員などの重要事項に関する規程を定めるものとします。

(6) 秘密保持等

正当な理由なく、子ども等の秘密を漏らしてはならないほか、秘密保持のために施設等の職員に対して必要な措置を講じるものとします。

(7) 苦情への対応

苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じるものとします。

また、市から指導を受けた時には必要な改善を行うものとします。

(8) 設備の基準

地域型保育事業		設備	面積（1人当たり）
家庭的保育		保育を行う専用居室	3.3 m ² （全体9.9 m ² ）
		同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭	3.3 m ² （2歳児）
小規模保育	A型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	3.3 m ²
		2歳児 保育室	1.98 m ²
		屋外遊戯場※	3.3 m ²
	B型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	3.3 m ²
		2歳児 保育室	1.98 m ²
		屋外遊戯場※	3.3 m ²
C型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	3.3 m ²	
	2歳児 保育室	3.3 m ²	
	屋外遊戯場※	3.3 m ²	
居宅訪問型保育		—	—
事業所内 保育	保育所型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	1.65 m ² /3.3 m ²
		2歳児 保育室	1.98 m ²
		屋外遊戯場※	3.3 m ²
	小規模型	0・1歳児 乳児室/ほふく室	3.3 m ²
		2歳児 保育室	1.98 m ²
		屋外遊戯場※	3.3 m ²

※屋外遊戯場については、付近にある代替地可能

(9) 保育に従事する者及びその職員数

地域型保育事業	保育従事者	職員数
家庭的保育	家庭的保育者※ 1 家庭的保育補助者	0～2歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2

小規模保育	A型	保育士	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 上記に1人追加配置
	B型	保育士 1/2 以上 保育従事者※2	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 上記に1人追加配置
	C型	家庭的保育者※1 家庭的保育補助者	0～2歳児 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2
居宅訪問型保育		家庭的保育者※1	0～2歳児 1 : 1
事業所内 保育	保育所型	(定員 20 人以上) 保育士	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1
	小規模型	(定員 19 名以下) 小規模保育B型と同様	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 上記に1人追加配置

※1 市町村が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※2 市町村が行う研修を修了した者

(10) 非常災害設備の基準等

ア 火災報知器及び消火器の設置、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施するものとします。(家庭的保育に限る)

イ 保育室等を2階以上に設ける建物は、耐火建築物、準耐火建築物であるものとします。(小規模保育及び事業所内保育に限る)

ウ 保育室等を2階以上に設ける建物は、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるものとします。(小規模保育及び事業所内保育に限る)

エ 保育室等を3階以上に設ける建物は、非常通報器具又は非常警報設備及び消防機関への火災通報設備を設けるものとします。(小規模保育及び事業所内保育に限る)

(11) 事業所内保育事業の利用定員の設定

事業所内保育事業については、利用定員の区分に応じて市が定める数を踏まえ、従業員以外の地域の子どもの定員枠を設定するものとします。

3 今後の対応について

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定に係る議案を平成26年第3回津市議会定例会に提出する予定です。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（児童福祉法の一部改正）

第6条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

略

第34条の15を次のように改める。

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

(2) 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ～ル 略

4～7 略

第34条の16を次のように改める。

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保する

ものでなければならぬ。

2～3 略